

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

当別町立とうべつ学園 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1. いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次の通り定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは?

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為
(インターネット上の行為も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか?考えてみましょう!!

同じクラスの友だちと遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友だちの間のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友だちの間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

《いじめの対応について》

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当期間継続していること(少なくとも3ヶ月を目安)。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。(いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します。)
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2. 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

とうべつ学園 いじめ防止 基本方針の 概要

いじめ防止対策推進法第13条に基づき策定しました。本校は、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、いじめの起こらない学校づくりに全力を尽くします。すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送れるよういじめの問題の克服を目指します。

とうべつ学園 いじめ対策 組織の 役割や活動

いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、主管を生徒指導部とする「いじめ対策委員会」を設置しています。

【いじめ対策委員会のいじめに対する主な役割】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する 情報や児童の問題行動などに関わる情報収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに関わる情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 0133-23-2102 (学校代表電話)

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口に遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった児童生徒や保護者の方からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「学校いじめ対策委員会」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています。

| | | |
|----------------|--|------------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター | 0120-38-8256 | 毎日24時間 |
| | doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp | |
| 北海道立特別支援教育センター | 011-612-5030 | 祝日・年末年始を除く平日 |
| | tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp | 9~12時、12~17時 |
| 石狩教育局教育相談電話 | 011-221-5297 | 祝日・年末年始を除く平日 8時45分~17時30分 |

道教委のホームページでは、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果等を確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>